

事務事業の概要・計画（PLAN）

事務事業名	生活保護適正実施事業	会計名称	一般会計		担当課	福祉課	
		予算科目	3 款 3 項 1 目	事業番号	1880	所属長名	米湊明弘
事業評価の有無	■ 評価対象事業 □ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）					担当責任者名	松田智樹
法令根拠等	生活保護法					実施期間	【開始】令和／平成 18 年度
総合計画での位置付け	健康福祉都市の創造						【終了】令和 年度(予定)
	心の通った社会福祉の推進						
総合計画における本事業の役割	生活保護適正実施事業の活性化及び円滑な推進を図り、誰もが安心して自分らしく暮らしながら、相互に支え合う思いやりのある地域づくりに寄与する。						
事業の対象	生活保護受給者及び生活困窮者			事業の目的	医療扶助の適正化・関係職員の資質向上		
事業の内容(整備内容)	診療報酬明細書等点検充実事業・関係職員等研修・医療費削減に向けた啓発活動			昨年度の課題に対する具体的な改善策			

事業活動の内容・成果（DO）

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）							
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目		単位	前年度実績	4年度予定	9月末の実績	4年度実績
財源内訳	直接事業費	533	796	114	0	0	465	レセプト点検委託事業	枚	6925	7320	3193	6463	
	国庫支出金	513	568	0	0	0	513							
	県支出金	0	0	0	0	0	0							
	地方債	0	0	0	0	0	0							
	その他	0	0	0	0	0	0							
	一般財源	20	228	114	0	0	△ 48	新任査察指導員基礎研修会	人	0	0	0	0	
職員の人工（にんく）数		0.28	0.28				0.28	現業員全国研修会	人	1	1	0	1	
1人工当たりの人件費単価		7,841	7,794				7,794							
※ 直接事業費÷人件費		2,728	2,978				2,647							
主な実施主体		直接実施		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）		委託料								
向こう5年間の直接事業費の推移 （千円）						5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	5年間の合計			
						523	523	523	523	523	2,615			
成果指標	指標	医療扶助費過誤調整額（容認+返戻金額）				単位	区分年度	前年度	4年度	5年度	目標 毎年度			
						千円	目標	2500	2500	2500	2500			
	指標設定の考え方	レセプト点検を専門業者に委託することによる効果額を算定する。				⇒	実績	6405	5824					
	指標で表せない効果	関係職員の資質向上については、経験等によるところも大きく、研修回数のみでは評価できない部分がある。												

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 (今年度の途中経過)		医療機関から医療請求が適正になされているか診療内容等をチェックしている。資格及び内容点検を行い過誤調整による適正な審査を実施している。また、受給者や医療機関、院外薬局等に対して後発医薬品使用原則化の周知徹底を図っている。									
事業評価	自己判定 (担当責任者)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	4	合計点が	A	事業成果・工夫した点・事業の苦労した点・課題	資格及び内容点検の結果、126件、5824千円の過誤調整を行い適正な審査を実施した。後発医薬品の使用原則化について受給者全員にチラシによる周知を行った。また、医療機関受診者に対しては、レセプト内容をチェックし重複受診及び向精神薬の重複処方の防止に努めるとともに生活習慣病重症化予防対象者10人に対し、CWと保健師がヒアリングを実施し、栄養指導や運動勧奨を行った。		
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。	4					合計点が	A
			事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	4						
		成果向上の可能性	5 4 3 2 1 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A					
		施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながっていない。	3			14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D			A	
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。							4
			コスト効率	5 4 3 2 1 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D					A
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3		14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D			A	
		一次判定 (所属長)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。						
	社会情勢等への対応			5 4 3 2 1 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	4	合計点が		A			
	市の関与の妥当性			5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。	4		合計点が		A		
	事業の効果		5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	4	合計点が					A	
	成果向上の可能性		5 4 3 2 1 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	4		14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D		A			
	施策への貢献度		5 4 3 2 1 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながっていない。 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。	3			14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D		A		
	効率性		手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。	4					合計点が	A
			コスト効率	5 4 3 2 1 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D		A			
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3		14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D		A		

施策を踏まえた判断	二次判定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		☒	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。 主に医療扶助の観点から生活保護制度を適正に運営するため必要な事業であるが、更に昨年度から導入された被保護者健康管理支援を適時実施し、重症化予防や健康の保持増進、以って医療費の適正化に努める必要がある。		
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。		

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容
------------	------	----------------------

今後の方向性（ACTION）

の経営最終者判断会議	事業の方向性		コメント欄
	☐	さらに重点化する。	
	☐	現状のまま継続する。	
	☒	見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を検討する。 事業を縮小する。	
	☐	事業の休止、廃止を検討する。 事業を休止、廃止する。	